

19世紀末から20世紀初頭のアメリカにおける 社会改革の試み*

——J. R. コモンズとウィスコンシン理念——

加藤 健

I はじめに

南北戦争前後のアメリカ経済思想においては、保護主義的経済の育成というアメリカ北東部的な基盤に適合するようにブリテンの古典派経済学が変形され展開していた。その後のアメリカ経済社会では、急激に資本蓄積や独占形成が進み、大きな歴史的構造変化をもたらされ、それに伴う都市問題や失業問題なども発生した。こうした社会問題への対応をめぐる、1870年代から80年代にかけて「新学派」と称する伝統的な古典的自由主義経済学（旧学派）への批判精神を持ったドイツ留学帰りの若手経済学者が台頭してくる。1885年には、J. B. クラーク、E. J. ジェイムズ、R. T. イーリー、H. C. アダムズ、E. R. A. セリグマンの5名を中心に「アメリカ経済学会」が創設された。この学会は、ドイツの「社会政策学会」を念頭に置きつつも、その「原理の声明」において「社会的キリスト教精神」が強調されたように、自由放任の行き過ぎを是正するものとして「教会、国家、科学」の果たすべき役割を重視し、アメリカ経済社会の変化に適合した社会改革を提起することを目指していた¹⁾。だが、1890年代後半から20世紀に入り、新設の大学院の出身者が経済学研究の担い手として登場してくると、アメリカの経済学界の状況は大きく変わっていく。そこではおよそ2通りの新たな傾向があった。それは、①ヨーロッパにおける、いわゆる限界革命に対応し、生産ファクターに焦点を当てたJ. B. クラークらの限界生産力理論の傾向であり、また、②この限界理論のアプローチに対して批判的な態度を示し、制度的もしくは文化的な要因が持つ重要性に力点を置いた傾向であった。とりわけ②の傾向は、1910年代終わり

* 本稿をなすにあたって、匿名レフェリーおよび編集委員会から非常に有益なコメントを多々いただいた。記して御礼申し上げます。本研究は、JSPS 科研費 JP26870809, JP17K03652 の助成を受けたものである。

1) 「アメリカ経済学会」の設立の事情や、「新学派」と「旧学派」との間の対立と融和の過程の詳細については、久保（1966）や高（2004）を参照のこと。

のアメリカ経済学会での議論を契機に「制度学派」と呼ばれるようになった。

制度学派生成期の代表的思想家の1人として知られているコモنز (John R. Commons, 1862-1945) は、1888年にジョンズ・ホプキンス大学院に入学し、新学派のイーリーの指導の下で研究をはじめた。小論で詳しく取り上げるように、1880年代に最も精力的な「ソーシャル・ゴスペル運動 (社会福音運動)」²⁾の提唱者でもあったイーリーから影響を受けたコモنزは、キリスト教と社会科学を結びつける「キリスト教社会主義」に基づいて、政治や経済の制度改革を成し遂げることを考えた。しかし、ビッグ・ビジネス体制が確立した19世紀末から20世紀初頭のアメリカにおいて、中西部や南部での都市や農村のコミュニティーの変化や、北東部の工業地帯における失業や労働災害の頻発といった、全般的な生活水準の向上とは別のアメリカ固有の新たな問題への対応をめぐる、コモنزの社会改革に対する見方に変化が生じていく。コモنزは、それまでのソーシャル・ゴスペル運動による宗教を通じた社会改革ではなく、ルールや法、労働慣行などの制度的な諸要因が、いかに経済活動に規定的な役割を及ぼすのか、あるいは、円滑な経済活動を進めるためにどのように作用しているのか、といった点に着目しはじめる。コモنزは、こうした制度的な諸要因の「その場に応じた程良い (reasonable)」程度を見極める判断基準を探るべく、20世紀に発展したアメリカ経済学の中心地の1つであるウィスコンシン大学³⁾を拠点に、多くの弟子を動員して労働運動史や労使関係に関する数多くの実証研究を敢行していった。コモنزの議論は、人々が労働者として労働市場に入るための条件や、大企業内での労使関係の在り方を論じており、確立されたルールの枠組みからの脱落者を保護する労働立法や社会保障制度の開拓を通してアメリカ型福祉国家への道を探った点に特徴がある。

なお、当時のアメリカ固有の問題への対応をめぐるには、多様なプログラムが模索されていた。1890-1920年代のプロGRESSIVEつまり「革新主義運動」における社会改革の取り組みとして、例えば1910年代に州レベルにおいて盛んに失業保険制度が構想されていた。統計的な手法によってリスクを分散させるオハイオ型の発想と並行して、コモنزらは法的ガイドラインを設けるウィスコンシン型の発想を展開していた⁴⁾。その後の大不況を経験した1930年代には、失業保険ばかりでなく高齢年金を含む形で社会保障制度が設計され、その強力な推進者の1人でありコモنزの弟子であったE. E. ウィットは、ウィスコンシン型とオハイオ型が持つそれぞれのメリッ

2) 19世紀末から20世紀初頭のプロテスタント教派内の運動であるソーシャル・ゴスペル運動は、社会秩序をイエスの教えに一致させようとした運動である。キリスト教の福音の観点から、主として南北戦争後の工業化や都市化などに伴って発生した社会問題の解決に取り組んだ。代表的な指導者には、W. グラッデン、J. ストロング、W. P. ブリス、W. ラウシェンブッシュがいた。詳細は、Hoeveler (1976)、Hopkins ([1940] 1961) を参照のこと。

3) ウィスコンシン大学史については、Curti and Carstensen (1949) や Rosentreter (1957)、Buenker (1998) を参照のこと。なお、Lampman (1993) では、1892年から1992年の100年間にウィスコンシン大学で活躍した経済学者が概観されている。

4) 1910年代から1920年代のコモنزの社会保障・失業保険構想については、高 (1999)、加藤 (2009) を参照のこと。

トを取り入れ、ニューディールにおける実行可能なプランとして 1935 年に社会保障法を成立させた⁵⁾。

このようにコモンズの問題関心は、1890 年代の初期段階におけるソーシャル・ゴスペル運動から離れて以降、1899 年から 1900 年に渡って『アメリカ社会学雑誌』に「統治権の社会学的解釈」(Commons 1899-1900)として発表された一連の論文から、1924 年の『資本主義の法的基礎』(Commons 1924)に至るまで、19 世紀末から 1920 年代に至るアメリカ社会の急激な変化の中で、ルールの新出や軌道修正といった法的な営みが、特に産業上のさまざまな取引にとってのワーキング・ルールを提供していくというプロセスに存在し、それをコモン・ローの歴史的な展開過程の中で描き出していくことに移っていった。コモンズは、新しい社会に相応しい社会的な慣行を、コモン・ローの伝統的な枠組みの中で「市場を取り仕切る制度 = 現実的なルール」として模索し、また労働市場における当事者の非対称的構造をめぐる理論を提示することで「その場に応じた優良な市場」の在り方を見越した人物であったと評価できる。

だが、こうしてみると、コモンズの社会改革思想の展開において、初期段階のキリスト教社会主義による宗教的な改革構想が、どの程度その後の法的・政治的な改革への関心に影響を与えていたのだろうか。こうした問題意識のもと、まずはコモンズの初期段階に遡り、彼が拠点としたウィスコンシンでの社会改革の試みや、その背景にあるキリスト教社会主義を内在的に確かめていく必要がある。従来のコモンズ研究では、Gonce (1966) や伊藤 (1975) などのわずかな例外を除き、国内外を通してテキストに密着してコモンズ思想を掘り下げる研究はあまり多くない。近年では、19 世紀末以来「制度」に着目しそれを学問的に分析したアメリカ制度学派が、その場限りで形成された制度ではなく、むしろ、歴史的・文化的に蓄積された制度が持つ積極的な意義に着目した高 (2004) や Rutherford (2011) の研究が登場している。また、コモンズの後期の著作である『制度経済学』(Commons 1934a) について、高橋 (2006) による「取引」モデルの解明や、その草稿研究 (Uni, ed. 2017) も本格化し、新制度学派との関連から理論的に再構成する試みがなされている。しかしながら、コモンズが、他の州に先駆けてアメリカにおける社会改革を構想したウィスコンシンを拠点に、変化する社会に相応しい社会保障プログラムの構想をどう練り上げ、どのようにウィスコンシンやアメリカ社会の在り方をイメージしていたのか、という観点からの研究はアメリカや日本においてもまだ広がりがない。

本稿では、コモンズ思想形成を捉える近年の研究動向を参照しながら⁶⁾、コモンズの初期段階における社会改革思想の特質を把握し、19 世紀末から 20 世紀初頭のアメリカにおける社会改

5) この社会保障法の成立過程については佐藤 (2013) に詳しい。なお、フランクリン・ローズヴェルト大統領の経済保障委員会 (CES) の常任理事であったウィットテによるニューディール社会立法の実現に向けた議論の詳細については、加藤 (2013) を参照のこと。

6) コモンズの初期の社会改革思想を扱った先駆的な研究に Gonce (1996) がある。また、高橋 (2013) は、自発的意思や適度な価値など後期コモンズの制度経済学の核心となる部分が既に初期段階にみられる点を指摘している。

革の試みを掘り下げる観点から典型的に整理を試みる。以下では、まず、コモンズ自身の足場であったウィスコンシンに焦点を当て、1910年前後のアメリカにおける位置づけを確認する(II節)。次に、ウィスコンシンを拠点に活躍したコモンズ自身の「ウィスコンシン理念」の思想的基盤と社会改革との関係を考察し(III節)、そして、実践的な応用における経済学者の在り方に関するコモンズの見解を確かめる(IV節)。最後に、ニューディール以前のアメリカの社会改革構想におけるコモンズの位置を明らかにする(V節)。

II ウィスコンシンとコモンズ

1. 「デモクラシーの実験場」

ウィスコンシンは、そもそもコモンズ自身が足場を置いていたからという点のみならず、例えばF.C.ハウ⁷⁾の『ウィスコンシン—デモクラシーの実験』(Howe 1912: 以下Wと略)によれば、1910年前後の時点でいわばドイツ的社会改革のアメリカへの適用可能性を探るうえでの典型と考えられていた点においても、アメリカの中でユニークな立場にあったといえる。この著作は、ハウが1909年にウィスコンシン大学で行った連続講義がもとになっており、ラフォレット(Robert M. La Follette)州知事以降の自由主義化の下で取り組まれた一連の社会改革が考察されている。ハウは、「ウィスコンシンは、ドイツが世界に対して行っていることを、アメリカに対して行っている。それは、政治において、また社会的産業的な立法において、さらに科学と高等教育の民主化においての実験場である」(W, vii)と述べ、ウィスコンシンのドイツ・コネクションを強調する。そしてハウは、①デモクラシーによる政治的自由の拡大——有権者による候補者への直接投票を認める直接予備選挙の立法化や、選挙資金の規制、またイニシアティブ、レファレンダム、リコールの合憲化など有権者の政治的自由を拡大させる「民衆統治の基礎」(W, 51)があること、②包括的な社会改革プログラムの展開——ラフォレットによる政治的改革や、F.E.マクガヴァンによる社会的・行政的改革など、労働者に対する広範な社会改革プログラムが実施されていたこと(W, 188)、③州政府と州立大学との関係——州立大学の教授陣が公益委員会のメンバーを兼務し、科学的な必要性を根拠に革新主義的な立法を立案し、エクステンションを通して州民に対しても科学的効率性の認識を向上させたこと、という以上3点の理由から、ウィスコンシンを「最も効率的なコモンウェルス」(W, ix)と評価する。とりわけ、後にハウ自身が「州立大学と州政府との密接な一体化は称賛に値すると思った。…社会立法、教育、州の活動の拡大を通して、ウィスコンシンは、デモクラシーの大変貴重な実験を試みていたのだ」(Howe 1925, 237)と回顧したように、州政府と州立大学との協働こそドイツ・コネクションの典型とみなし

7) 1867年にペンシルヴェニア州ミッドビルに生まれたハウは、ジャーナリスト、政治家として活躍した人物である。ラフォレットをはじめウィルソン、F.ローズヴェルトなどの選挙運動にも携わっていた。ハウの経歴については、Ripley (1988) や Miller (2010) を参照のこと。

た⁸⁾。要するに、1910年前後のウィスコンシンには、デモクラシーによる政治的自由の拡大をもたらす政治的改革の実施と、専門家によるアドヴァイスを踏まえた社会的・行政的改革の実現可能性の向上という事実があり、これらの取り組みは効率的なコモンウェルスを設立するためのいずれの州とも違ったユニークな試みであったと特徴づけることができる。

2. ウィスコンシン理念とコモンズ

こうした1910年前後のウィスコンシン独自の一連の取り組みは、「ウィスコンシン理念 (Wisconsin Idea)」と呼ばれる社会改革を志向する政治理念と結びついていた。だが、この理念についての見解は未だに統一されておらず、例えば、当時ウィスコンシンで活躍した人物によれば次のような見方がある。まず、多くの社会立法の立案段階において重要な役割を果たしたアメリカ初の「立法考査図書館」を創設したC. マッカーシー⁹⁾によれば、ウィスコンシンにおける政治改革の構想やその成果を纏めた『ウィスコンシン理念』(McCarthy 1912)の中で、ドイツに留学しK. クニースの下で学んだイーリーの社会的キリスト教精神の影響を含むドイツ・コネクション全般をウィスコンシン理念とみなしている。次に、アメリカ史における西部フロンティアの意義を説いたF. J. ターナーによれば、ウィスコンシン理念と一括されるものは、およそ中西部地域に根差した文化的な特徴に過ぎないという (Turner 1920)。

また、この理念の定義に関しては、近年の国内外の高等教育史研究によれば大きく2つの論調がある (Stark 1996, 101; 小池 2002, 22)。まず、①政治的側面を強調した論調である。19世紀末から20世紀初頭の変化するアメリカ社会では、多様な革新主義運動が展開されていた。ウィスコンシンにおいてこの運動を推進したのは、共和党プロGRESSIV派の州知事であり、彼らによる支配者層の特権打破を目指す政治改革の理念こそがウィスコンシン理念であった。1901年から1906年まで州知事を3期務めたラフォレットにはじまり、1906年から1911年までのJ. O. デヴィッドソン、1911年から1915年までのマクガヴァンの3者が代表的人物とされる。とりわけマクガヴァン時代は、ウィスコンシンにおける革新主義運動のピークとされ、1911年度の州議会においてラフォレットの意思を引き継ぐ数多くの社会立法が成立し、公益に関わる幅広い問題を研究し州知事や州議会に勧告する権限を持つ公益委員会が立ち上げられた。しかし1914年の選挙における共和党堅固派のフィリップの当選をもって革新主義運動は下火になっていく。

次に、②政治改革を実施する際の州立大学の役割に焦点を当てる論調である。1903年に第7

8) Miller (2010, 179-80)によれば、この著作が出版された当時、ハウが取り上げた事例はあくまでもアメリカの中でもウィスコンシンのみに該当する特殊な社会改革であるとの見方が大勢を占めていたという。

9) 1873年にマサチューセッツ州で生まれたマッカーシーは、政治学者、行政官、ライブラリアンとして活躍した人物である。1898年にウィスコンシン大学大学院に進学し、1901年に博士号を取得した。なお、マッカーシーの詳細な経歴については、Fitzpatrick (1944)、Casey (1981)の伝記や、図書館学研究の春山 (2004)、高等教育史研究の五島 (2008, 第2章)を参照のこと。

代 Wisconsin 大学学長に就任した C. R. ヴァンハイス¹⁰⁾ は、学部再編の一環として、それまで独立して存在していた歴史学、政治学、経済学の学校を1つのカレッジに纏め、その下に歴史学部、政治学部、政治経済学部を置いた。経済学研究が実際の社会的な活動と深く関連している点を重視したヴァンハイスは、政治経済学部長にイーリーを抜擢し、州政府の政策立案者とのパートナーシップの確立という経済学者に固有な役割を期待した。そしてヴァンハイスは、エクステンションにおける州民向けのサービスとして広範な分野に渡る非専門的な講義を提供するなど、大学拡張を推進していく。Wisconsin 理念とは、こうした社会改革を進める上での州政府と州立大学との密接な関係を意味した。

さてコモンズは、1910年前後の Wisconsin において、数多くの社会立法の起草や立案を主導し、また Wisconsin 大学で指導した多くの弟子がやがて州政府や連邦政府の実務家となって活躍したように、後のニューディール社会立法に繋がる思想的な源泉を提供した。コモンズは、経済学者の役割を重視するヴァンハイスの構想のもと、イーリーの働きかけにより1904年に Wisconsin 大学に着任する。彼は、政府関係機関や行政委員会のメンバーとして率先して州と大学とのパートナーシップを推進し、また、イーリーの発案により1906年に創設された「アメリカ労働立法協会 (AALL)」¹¹⁾ の書記として、州レベルにおける労働災害補償保険、失業保険、年金制度の立法化を要求し続けていった。コモンズは、ラフォレット時代の公務員法 (1905年) を皮切りに、デーヴィッドソン時代の鉄道等の公益事業に関する規制法 (1907年)、マクガヴァン時代の労働者災害補償法 (1911年) など、それらの立法を準備する過程に直接携わっていたが、革新主義運動が全体的に終息していく1920年代以降、州レベルで培った社会改革のアイデアを連邦レベルへと拡大することに主眼を置いた。こうした実践的な活動を重視するコモンズは、まさに Wisconsin 理念が持つ政治的側面と大学の州へのサービスの側面を架橋する経済学者であったといえる。

次節では、Wisconsin のドイツ・コネクションの象徴である州立大学と州政府との協働において、どのような思想的背景から大学の専門家は Wisconsin 理念の実行に関わったかを明確にするために、Wisconsin の革新主義運動の中でブレイン・トラストとして社会立法を準備していく過程に携わったコモンズに焦点を当てて検討していく。

10) ラフォレットの同級生であったヴァンハイスは、1885年に Wisconsin 大学を卒業後、地質学者として活躍した人物である。なお、彼の大学理念に関する詳細な議論は、五島 (2008, 第3章) を参照のこと。

11) 国際労働立法協会のアメリカ支部として、アメリカにおける労働立法の促進やそのための労働環境の調査を行った AALL は、アメリカにおける社会保障関係法案の作成と可決に大きな影響を及ぼした。AALL の初期の発展については、Skocpol (1992) が参考になる。なお、全般的な活動内容に関しては Chasse (1991)、Moss (1996) を、また AALL メンバーの詳細な活動については Nelson (1969) を参照のこと。

III 政治改革と社会改革

南北戦争後のアメリカ資本主義における貧富の差の拡大という社会問題は、人々の道徳性の退廃をもたらした。牧師 W. グラッデンのソーシャル・ゴスペル運動¹²⁾は、従来のピューリタンのキリスト教による個人への回心を通じた改善ではなく、その宗教的な前提としての経済的な改善、すなわち社会制度自体の改善を通じて人々の救済を目指す運動であった。1870年代以降にこの運動は、①教会による社会全体の改善と、②教会ではなく労働組合や労働運動などを通して世界を改善しようとする方向に分岐していく。この②の流れから1890年代に入って派生してきた思想と運動の総称が、「キリスト教社会主義」である。

1880年代にソーシャル・ゴスペルの熱心な提唱者であったイーリーは、グラッデンと同じく、キリスト者としての道徳、すなわち「神の愛」と「隣人愛」を強調し具体的な社会改革を進めようと考えた。また、国家の介入を正当化するものとして、社会学者 L. F. ウォードの現実社会の改革における人為淘汰のアイディアを取り入れ、「教会、国家、科学」の3つの軸から政治的・経済的秩序の回復を試みた。イーリーは、1885年に創設されたアメリカ経済学会において、政策の研究や担い手を育成し、また実践的な運動主体として教会が果たすべき役割を強調する。だが、学会の方向性をめぐって対立が生じ、「教会、国家、科学」の密接な連携を宣言したアメリカ経済学会の「原理の声明」は1888年に削除され、イーリーはその指導力の低下から1892年にアメリカ経済学会の事務局長を退任した。そして、イーリーは、ジョンズ・ホプキンス大学院からウィスコンシン大学に移るとともに、1893年に教え子である G. D. ヘロンやコモズと共に聖職者と社会科学者との連携を図るための「アメリカ・キリスト教社会学協会」を結成する。しかしながら、この組織がわずか1年間で財政難に陥ったことから分かるように、イーリーが当時の社会改革勢力を纏めることは相当困難であったことが窺える。

イーリーからジョンズ・ホプキンス大学院で指導を受けたコモズは、1890年以降、ウェズリアン・カレッジ、インディアナ大学、そしてシラキューズ大学にて教鞭を執った。しかし、キリスト教社会主義に過ぎなかったコモズの立場はラディカルと判断され、1899年にシラキューズ大学から解雇されてしまう。コモズは、1904年にヴァンハイスとイーリーの便宜でウィスコンシン大学に着任するまで、学究生活から5年間に渡って追われることとなった。コモズが自叙伝の中で「重要な5年間」(Commons 1934b, 65)と呼んだように、この期間に従事した各種の労働調査や労使紛争の調停などは、その後の彼の研究に大きな変化を与える経験となる。それは Gonca (1996; 2002) も指摘するように、S. ゴンパーズと接点を持ったコモズが、ソーシャル・ゴスペラーとしての宗教的信念を持ちつつも、労働条件の改善といった労働者の社会問題の解決

12) グラッデンについての詳細は児玉 (1966; 1973)。また、アメリカ経済学会におけるイーリーとグラッデンの「教会」運動との関連については高 (2004, 64-72) を参照のこと。

にとって教会よりも労働組合が果たす役割を重視するようになり、キリスト教社会主義の立場から現実的な社会改革を志向するよう変化していった時期であるからだ。1904年にウィスコンシン大学に着任したコモنزは、ウィスコンシン理念の政治的・サービスの側面を架橋する経済学者として社会立法を準備していく過程に携わり、州や都市の社会改革プログラムの構想に深く関与していった。では、コモنزが「重要な5年間」を経てもなお一貫して持ち続けていた宗教的信念は、社会改革や具体的な政策とどのように結び付いていたのだろうか。この点を明らかにするために、ソーシャル・ゴスペラーとして活動していた1894年に出版されたエッセイ集『社会改革と教会』（Commons 1894：以下SRCと略）の中から、主として「教会と政治改革」（SRC, 71-96）を手掛かりに確認しよう。

1. 社会学と社会改革

コモنزは、イーリーの「教会」すなわちソーシャル・ゴスペルが、現実世界に関わるキリスト者としての道徳による社会改革の主張であったことを踏まえ、これを神学と社会学の両面をもつ運動として捉えた（SRC, 19-20）。神学も社会学も共に対象とするのは、現実の社会の中で特定の関係を持つ個人であって、神学は神と人間との関係を、社会学は人間同士の関係を考察するものとして把握されている。そしてコモنزが「社会学は、当然のことながら、社会全体に関わる科学である。それは、例えば倫理学や政治学、宗教といった、すべての特定の社会科学を調和させるものだ。それは、有機的組織体としての社会を研究する」（SRC, 3）と述べているように、神学と学際的な社会学をあわせもったこの「キリスト教社会学」により、人々の道徳性を改善させること、すなわち人間と神との間の正しい関係を築き上げ、人間同士の関係である社会制度をキリスト教化していくことが一体となって要求されていくわけである。

もともとコモنزは、「神は、太陽を悪人の上にも善人の上にも昇らせ、雨を公正な人にも不公正な人にも降らせている」というキリストの言葉を引用した上で、教会が信者のみを対象としているだけでは、「不公正な人、すなわち、教会の信者ではない人」に何も施すことができないと考えた（SRC, 72）。当時の教会は、州政府と完全に分離されており、それを「我々は実行しすぎた」（SRC, 95）ため、教会は州全体のすべての個人に関わる「労働、課税、犯罪、貧民」といった問題よりも、あくまでも信者個人の魂の救済のみを問題にした。コモنزは、本来個人に対する魂の救済に関わる福音を、社会的な救済をもたらす福音と捉え直し、「愛と知識、キリスト教と科学、神学と社会学は、世界を救済するために連帯すべき」であり、「社会学の科学なくして、社会の改革はできない」（SRC, 75）と主張する。それはコモنزの意図が、資本主義の枠組みの中で、あくまでも革命的ではなく科学的な救済によって社会をキリスト教化することにあったからだ。

またコモنزは、人間を「社会的動物」あるいは「社会集団の生き物」と捉え、善かれ悪しかれ先祖からの遺伝や所属集団の環境から大きな影響を受ける存在と考えた（SRC, 72）。つまり、環境から人間が受け取った影響は、「その結果を世代から世代へと積み重ねていく」（SRC, 74）

ため、コモンズは、悪い環境がもたらす悪影響の累積的な結果がさまざまな社会問題の発生原因とみなしたのである。したがって、環境を善いものに改革できれば、すべての人間に対する社会的な救済の可能性も高まるのだ。そこでコモンズは、環境の改革すなわち社会改革を前進させる手段として、社会をキリスト教化する権限を持つ政府とその立法行為を挙げ、「立法府は、新しい権利を作りだし、それらの施行を規定する唯一の権限である」ため、立法府が社会学による科学的な根拠に基づく「適切な立法」を行い、それを適切に施行することによって、効果的な社会改革が実現できると主張する (SRC, 76-78)。こうしたコモンズの社会状況の把握と改革に必要な救済手段の提示は、知性を持った人間が、現在的人為的選択の結果である環境を目的ある社会進化を通して作り変えることで社会の改善を図っていこうとするウォードの社会学の影響が看取できる。

だが、コモンズが、「あなたが名前をつけることができるほとんどすべての改革は、今日、地方自治体、州および連邦の立法府の入り口で阻止されている」(SRC, 79)と指摘したように、当時の政府は、キリスト教化された社会の概念を持たない政党マシンやボス、ロビー活動に支配されており、「適切な立法」の成立が困難な状況にあった。

2. 比例代表制と直接立法

コモンズは、すべての社会改革の手掛かりとして、適切な立法を成立させるための政治改革の重要性を唱える。まず、比例代表制に対するコモンズの見解から確認しよう (SRC, 79-91)。

コモンズは、当時の立法府の構成メンバーの多くを、政治家としての経験も浅く立法に必要な科学的知識や能力を欠いた「新しい人間」とみなした。なぜなら、コモンズは、有権者が政治をビジネスと捉える「職業上の政治家」の主張に惑わされやすく、立法の知識や技能を十分に兼ね備えた「専門家」としての政治家の声にあまり耳を傾けない傾向があることを理解していたからである。コモンズは、「デモクラシーが、平凡な人々による支配を意味するならば、それは失敗するだろう」と述べるが、その意味するところは、当時の立法府が「職業上の政治家」の黒幕としての政党マシンやロビー活動に取り仕切られており、彼らこそが「本当の立法者」とみなしたためである。それは、過半数の得票をもって1人の候補者を選ぶ小選挙区制度において、大きな2つの政党マシンを代表する候補者以外への投票は死票となり、結果的に「職業上の政治家」ばかりが選出されるという弊害の現れであった。コモンズは、改革を望む有権者の意思を代表する人物を立法府に送り込むためにも、「過半数の票または最高得票数よりも少ない票により選抜できるシステム」、すなわち「比例代表制」の必要性を主張する。これに関して、コモンズは次のように述べる。

まずゲリマンダーは不可能になるだろう。政党間の数学的な公平が保証されるだろう。しかし、何よりも重要なことは、立法府が、無能で頹廢した利権屋の結束から、有能で正当な立法者を代表する立法議会に転換することであろう。マシンやボス、ロビーの権限は

破壊されるだろう。贈収賄は無益となるだろうし、代議制統治は、自由——かつては名ばかりに過ぎなかったが——になるであろう。(SRC, 170)

コモンズは、まず市議会議員選挙に比例代表制を導入し、改革を志向するリーダーの議席獲得のチャンスを増やすことで、例えば共同住宅問題、下水設備、公共事業、酒場への規制といった都市問題の解決の糸口を掴み、そうした社会改革の流れを州や連邦レベルにまで応用することを目論んだのだ。

次に、当時スイスで導入されていた直接立法に対するコモンズの見方である (SRC, 91-93)。立法府では俎上に載らないような、しかし現に有権者が直面している社会問題の多くを吸い上げるための制度としての直接立法には、イニシアティブとレファレンダムという2つの形態がある。前者は、一定数の有権者が立法に関する提案を行う制度であり、後者は、有権者に賛否の意思確認を行う制度である。しかしコモンズは、「直接立法のみで、限られた範囲を超える社会改革を行うことはできない」と捉えており、それらは「せいぜい立法府の強力なチェックのみ」であって、スイスの事例を参照する限り有権者は提案に対して信任または不信任を投じるに過ぎないと主張する。コモンズは、直接立法を「平凡な人々」が行使すれば多くの革新的な立法が否決される可能性が高いとみるが、比例代表制の導入によって、「最も好ましい賢明さ、正直さ、冒険心を持つ人々が包括され」、そうした人々が選挙区ではなく「州全体に散らばっているのと同じ割合で、彼らの意見と願望を代表する」ことが可能になると捉えている (SRC, 175)。なお、コモンズは、比例代表制と直接立法に加えて、代議制統治の悪用を救済し適切な立法を促すため、無記名投票を認める「秘密投票」と、公務員任用時の縁故採用を禁止する「公務員改革」という2つの補足的な政治改革の必要性も合わせて主張する (SRC, 94, 174)。要するにコモンズは、比例代表制、直接立法、秘密投票、公務員改革など、これら一連の政治改革を通して、政党マシンやロビーに支配されていたそれまでの立法府を改善し、例えば労働、課税、犯罪、貧困などの社会問題に対する適切な立法の成立可能性を高めることで、人々の生活環境の改善を成し遂げようと考えていたのである。

生涯に渡って現場主義を貫いたコモンズは、19世紀末から20世紀初頭のウィスコンシンにおいて多くの弟子と共に労働や雇用の現場を直接調査し、その経験を行政サービスや労働立法の構想に活かそうとした。こうした社会改革の構想は、一般雑誌や専門雑誌に発表され、論文集『労働と行政』(Commons [1913] 1964: 以下 LA と略)に纏められた。次節では、この書物に掲載されている「実用主義的理想主義」および「クラス・パートナーシップ」の2本の論文を手掛かりに、「ウィスコンシン理念」の実践的な活動を担う経済学者の在り方についてのコモンズの見解を明らかにしよう。

IV 実用主義的理想主義とクラス・パートナーシップ

コモンズが『労働と行政』において一貫して取り上げるテーマは、「社会組織内部の革新主義的な労働プログラム」(LA, vi) である。コモンズは、序説の中で、この労働プログラムの問題を扱う経済学者は、「抽象的な働く人を描写する『労働者の仲間』ではなく、働く人のすべてを労働者であるとする実用主義的理想主義者であり、事実や統計値を収集する好奇心の強い人物ではなく、事実を判断しそれらを土台や建物にできる人物だ」(LA, v) と述べている。それは、コモンズが、経済学者は、単なる労働立法の制定ではなく、労働者の権利がいかにかに保護されるのか、あるいは、単純な利害対立という意味におけるストライキではなく、いかに利害を異にするクラス間でパートナーシップを結べるのかといった、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてのアメリカのビッグ・ビジネス体制における労働者を含めた国家のウェルフェアの向上という問題に取り組まなければならないと考えたからだ。まずは、「実用主義的理想主義」(第 1 章) を素材に、経済学者が持つべき理想主義についてのコモンズの見解を確認しよう。

1. 実用主義的理想主義

コモンズによれば、理想主義 (idealism) とは、美学、倫理学、純粋科学 (数学や論理学など) における「真、善、美」といった「完璧さ」を切望することに他ならない。古代ギリシアやローマでは、賃金を得るための労働やビジネスつまり実用主義 (utilitarianism) は理想主義の対極とみなされた。古代ギリシア人の 4 分の 3 は、農民や商人や労働者として労働に従事しており、彼らはまさに実用主義者であった。残りの 4 分の 1 は、芸術や哲学、科学に没頭できる理想主義者であり、彼らは労働から解放されているという意味において実用主義を欠いた存在であった (LA, 2)。だが、コモンズが「我々の近代デモクラシーは、すべてが市民であり、すべてが労働者だ」(LA, 2) と述べるように、20 世紀初頭の近代において理想主義と実用主義は重なり合うことになる。ビッグ・ビジネス体制において細分化された仕事を担う労働者は、その仕事に必要な経験やスキルを活かして社会貢献するというかつての古代ギリシア人が目指した「完璧さ」を望む態度をとりつつ、「他者へサービスする本能的な理想主義」(LA, 3) を実現する存在として位置づけられているからだ。コモンズは、このような労働者にまつわる問題点を 2 つ挙げる。

まず、彼らの労働時間についてである。本来、理想主義の追求には、労働から解放された余暇を必要とする。近代の労働者には、「子どものときだけでなく大人になってからも、十分な余暇があるように、労働時間をその場に合った程良いものにするだけで、いかにそれなりの暮らしをしていくのか」(LA, 3-4) ということが問題となる。次に、彼らの教育の機会についてである。労働者にとっての仕事の理想主義とは、「他者へのサービス」の質的な完璧さの向上であるから、いかに彼らに教育の機会を与えるかが問題となる。コモンズによれば、古代の奴隷制あるいは仕事が強制的であった時代に仕事に求められることは、生計を維持するための見返りのみで、社会

的な幸福や正義といった倫理的な視点とは無関係であった。しかし、余暇を手に入れた近代の労働者は、仕事が倫理的となり「実用主義的理想主義の倫理学」(LA, 4)を実践すべきだと述べる。「他者へのサービス」とは、その生産や販売に費やすコスト以上に、社会的に価値を与える生産物を指しており、そのような近代の労働者の倫理学は、労働から解放されていた古代の芸術家（ソフォクレスなど）とも共通しているためだ。

では、近代の労働者は、「他者へのサービス」である生産物をどのように質的に完璧なものへと向上させるのか。コモンズは、次のようなウィスコンシン大学での農業教育の実践を紹介する。

実際に我々の農業教育は、入学年度当初からはじまる。学生には、自分の心の中にある理想的に完璧な馬や牛またはトウモロコシの雌穂を描いてもらう。そうすると、現実の牛またはトウモロコシが、どのあたりから、また、いかに理想に達していないかを正確に示すことができるのであって、それは自分の観察力や判断力を磨くために行っているのである。

(LA, 5)

コモンズは、ウィスコンシン大学で実践されているこのような「審査表（スコアカード）」方法と呼ばれる教育法によって、完璧な生産物という古代ギリシアやローマ以来の理想主義を向上させる機会を与え、労働者として仕事をする場合の質的に完璧な生産物としての「他者へのサービス」の提供という実用主義をも兼ね備えさせようと考えたのである。ただし、こうした応用科学が適用されている分野は、まだ農学、工学などの自然科学分野に限定されていたため、コモンズは、あらゆる仕事を「他者への完璧なサービス」の提供とするために、人文・社会科学分野への適用拡大を図ることが重要とみなした。つまりコモンズは、ウィスコンシン大学の大学拡張部（エクステンション）を含む大学外への教育機会の提供を通して、多岐にわたる職業に従事している人間の仕事に対する倫理観を向上させ、社会的に価値ある生産物を増やすことで、すべての人間のウェルフェアの改善が期待できる、と捉えているのだ。それでは、国家の永続的なウェルフェアをもたらすために、コモンズは経済学者がどのような役割を担うべきであると考えたのか。この点を次にみることにしよう。

2. クラス・パートナーシップ¹³⁾

「経済学者とクラス・パートナーシップ」(第5章)では、その冒頭の注釈にもあるように、1899年12月のアメリカ経済学会でのA. T. ハドリー会長¹⁴⁾の年次大会講演「経済理論と政治倫理」

13) この「クラス・パートナーシップ」とは、労使間の利害調整やそれによる国家のウェルフェアの向上を意図したコモンズ特有の概念である。なお、このclassという言葉に「階級」や「階層」という訳語を当てると、他者との関係の中でその境界が変化し多様な利害が入り込む重層的な人間の集まりを含んだコモンズの概念を正しく表現しているとはいえず、また、アメリカの歴史的コンテクストに即しても、現在使われている階級や階層とはその意味が異なり誤解を生じさせる恐れがあるため、本稿では「クラス」の訳語を採用した。

(Hadley [1901] 1969, 83-99) および開会の辞「経済学と政治」(Hadley 1899) に対するコモنزの論評が展開されている。まず、ハドリーがこの講演を行った背景を確認しておこう。19世紀末アメリカの経済学界において、その経済学研究の担い手は、新設された大学院の出身者が多くを占めるようになり、彼らの専門的な知識を政治において実践的に活かすことが要請された。それまでは連邦や州レベルにおいて、政治家が経済学者に助言を求めることは政党や世論の影響もあり困難と考えられていたが、プログレッシヴの流れを受けた地方政府の改革の実行により、専門家が直接政治にアクセスする機会が与えられていく。とりわけ1898年にはじまる米西戦争をきっかけにアメリカの帝国主義化が進み、行政権の中央集権化に伴って連邦レベルにおいても専門家が政治に深く関与するようになった。ハドリーは、もともとドイツ留学組みであり、またW. G. サムナーの影響下にあったため、スペンサー流の自然淘汰や限界効用理論を基にした実用的な科学を重視する傾向にあり、そもそも「新学派」とは距離をとっていた。そしてサムナーも参加した「反帝国主義者連盟」の立場から、ハドリーもアメリカの帝国主義に反対を表明する。だが、ハドリーは、当時の多くの経済学者が現実の政治問題に直接関与せず、社会理論や功利論といった理論的問題のみに大きな関心を持っているという事実を踏まえううえで、「近い将来、彼ら(経済学者)のより大きな見込みとしては、理論ではなく実践にあり、学生ではなく政治家にあり、広範に渡り有益な個々の市民に対する教育ではなく、組織化された国家にある」(Hadley 1899, 206) と述べ、経済学者がアメリカの帝国主義化に伴うチャンスをもしる利用すべきであることを強調する。それは、特定のクラスの代弁者に過ぎない政治家と違い、すべてのクラスの代表つまり国家の代表として永続的なウェルフェアを考慮する経済学者こそが、社会の繁栄にとって重要な存在であり、政治に対して多くの影響力を行使すべきだというハドリーの主張であった。

これに対してコモنزは、3つの「支配的な動機」、すなわち、①愛国心(公共精神)の動機、②クラス利害の動機、③自己利益の動機、という人々が持つ動機の検討を通して、経済学者が果たすべき役割についてのハドリーの見方を批判的に受け止めた(LA, 52-53)。それぞれの動機の関係は、次のように纏められる。個人は、何らかのクラスに所属し、また、国家にも属した存在である。クラス内部での個人的な争いは、単なる「自己利益の動機」に基づくものである。しかし、クラスという枠組みの中で、別のクラスに対して利害対立が発生した際、「クラス利害の動機」が顕著となり、クラス内部での他のメンバーに対するシンパシーや自己犠牲の精神が芽生える。さらに、対外戦争など、コミュニティー全体の利害に関心が高まった場合には、「愛国心の動機」が強力になる。ただし、それぞれの動機の強さは、その時々状況によって異なる。ここでとりわけコモنزが重視するのは、愛国心の動機である。なぜなら、国家全体にとっての永続的なウェルフェアの向上のためには、この愛国心の動機を喚起し、いかに各クラスのメンバーがクラス利害を超えて連携できるかにかかっているからである。自由主義国家において、その国

14) ハドリーは、鉄道問題の専門家として知られた人物である。1898年から1899年までアメリカ経済学会会長を、また、1899年から1921年までイェール大学の学長を務めた。

家のメンバーである個人は、それぞれ愛国心や所属するクラスの利害という動機を持ち、すべてのクラスが国家の統治においても平等な役割を担う。逆に、クラスが複数存在していても支配クラスの利害のみが優先されると、他の排除されたクラスの愛国心が削ぎ落とされ独裁国家が成立する。このことを踏まえてコモンズは、実践的問題に取り組む経済学者に求める役割について、次のように述べる。

仮に、経済学者が偽りなく全体として社会を代表しているならば、彼は排除されているクラスに、統治や産業についてのより大きくより正当な法的役割を与えるよう努力すべきだ。そのような方法において、彼は愛国心の動機を涵養するだろうし、それは、全体の想像上の代表としての彼が求めるべき動機なのである。(LA, 54-55)

そこで、次に、永続的なウェルフェアの向上のための愛国心の動機を発揮させるような「統治」や「競争」の在り方に関するコモンズの主張を考察しよう。

(a) 代議制統治

コモンズは、「代議制統治」を「異なったクラス利害のすべてに対して、政府がフェアプレイや正義の希望を与えようとする」(LA, 54) システムとみなした。この代議制統治が機能不全に陥る原因について、ハドリーは特定のクラスのみを代表していることにあるとしたが、むしろコモンズはクラスを代表していないことに求めている。そしてコモンズは、イギリス史における絶対王政から代議制統治(立憲君主政)への移行過程を踏まえて、ハドリーの歴史解釈には、①国王が、どのクラスよりも上位に位置づけられていること、また②地域の代表とクラスの代表が一致していること、という2つの誤謬を指摘する(LA, 55)。

まず①に関しては、両者に「権利章典」(1689年)の成立の意味をめぐる解釈の相違が確認できる。ハドリーの解釈では、国王に対置するイギリス人としての市民が、国王大権の拡大を阻止する権限の獲得過程として権利章典が把握され、国王大権に対する議会の拒否権の承認としての意味を持つ。しかし、コモンズの解釈では、議会の構成メンバーはそもそも商人や製造業者等の特権階級の代表であり、国王は支配クラスの筆頭として君臨しているに過ぎず、議会はそれ以外のクラスを結合させる役割を担っていたことになる。つまり権利章典は、従属したクラスによる特権の分担の要求であって、「従属するクラスまたは政党から選ばれた代表を通しての統治権に対する強制的な承認を意味した」(LA, 56) ことになる。

次に②は、議会の在り方をめぐる議論である。コモンズによれば、初期議会における制限選挙のように、有権者が組織化されたクラスに限定されていた場合には、地域の代表とクラスの代表とが一致していた。しかし、普通選挙の確立により賃金労働者を含む多様なクラスの有権者が投票に参加すると、次に述べるように、クラスを代表しない「妥協の候補者」の当選可能性が高まるという。

しかし、対立するクラスを同じ囲いの中に放り込み、彼らすべてを代表する人物を選ぶよ

う求めても、それは、クラスを代表する人物ではなく、無理やり誰も代表しない妥協の候補者を彼らに選択させることに他ならないのだ。実際、指導的な立場にあるクラスの代表は、別のクラスの敵がいるために、過半数を獲得することはできないだろう。妥協の候補者には、辛辣な敵がいないし、また、熱狂的な支持者もいない。彼は、信条または信念を象徴しない。彼は単なるボスの道具なのだ。(LA, 57-58)

つまり、普通選挙によって誕生した「妥協の候補者」は、政治的ボスにとってクラス対立による票の分散を利用したいいわば漁夫の利の産物に過ぎず、クラスや地域を真に代表しているわけではない、という主張である。コモンズによれば、代議制統治の本来的な意味における妥協とは、例えばゴンパーズに代表される労働組合のリーダーが、労使双方を歩み寄らせるためにクラス固有の目的の達成のみならず、対立するクラスの要求にも耳を傾けて行動することであるという。コモンズは、こうした団体協約の締結に重要な役割を果たしている労働組合のリーダーこそ、多様なクラスの信条を象徴する真のクラス代表とみなした (LA, 59)。要するにコモンズの統治に関する主張を纏めるならば、それは、政治の世界においても真のクラス代表を選出し、愛国心の動機に基づいてクラス間の対立を越えて歩み寄る必要性があるということだ。

(b) 競争と独占

コモンズは、クラス内部での個人間競争を起点に、クラス間競争を経過し、最終的に「すべての制度は、独占になる」と述べ、競争の結果としての独占形態を社会制度の「普遍的な原理」とみなした (LA, 61)。そしてコモンズは、独占形態に至った社会制度のその後の可能性について、① 独占の世襲、② 独占の破壊、③ 独占された制度の統治における独占者とのパートナーシップ、という3つを挙げる。

まず①について、コモンズは、フランスのルイ 14 世の絶対王政を典型として、20 世紀初頭のアメリカの独占の世襲形態であるボス政治やトラストとの類似性を指摘する。それは、ルイ 14 世の宮廷説教者であったボシュエが、共通善のために社会の諸クラスを抑圧する「国王の義務」を主張し世襲的な絶対王政を擁護したのに対して、ハドリーをはじめとする経済学者が、ボス政治やトラストによる他クラスの支配・管理こそ自然淘汰に基づく最適者生存の結果として独占形態の世襲を擁護し正当化できると考えていたことである。だが、先に検討したように、コモンズが重視するのは、永続的なウェルフェアを実現するための経済学者の役割であるから、独占形態における支配クラスと排除されたクラスの利害とは当然ぶつかることになる。そこでコモンズは、排除されたクラスを制度運営に関わらせ、クラス利害よりも社会全体のウェルフェアの向上や社会制度全体の安全と繁栄の促進といった社会倫理を説教することこそ、経済学者が担うべき役割であると強調する (LA, 64)。

次に②について、コモンズは、それをアダム・スミスの手法とみなす。コモンズによれば、スミスは、競争の効率性がもたらす有用な生産物の増加という社会的メリットを擁護するため、当時の世襲的な支配クラスが持つ排他的特権への攻撃の必要性を論じた。このようなスミスの議論

を受けて、コモンズは、支配クラスと対等な条件の下での競争を実現するため、支配クラスに資本家が入り込むこと、すなわち支配クラスの独占や特権を破壊することが、社会全体の便益向上につながると考えた (LA, 65)。

そして③は、独占を廃止できない場合に「社会のウェルフェアが最も良く促進される」(LA, 66)とコモンズがみなした方法である。それは、独占者とパートナーシップを確立すること、すなわち、支配クラスの特権を打破するために、組織化されたクラスの代表者が強制的に支配クラスに入り込み、双方が拒否権を持つことで独占された制度の統治を分担することである。コモンズが経済学者の役割として期待することは、20世紀初頭のアメリカにおけるトラストやボスの政党支配といった独占に対して、この方法の有効性を示し、その最良の適用形態を発見することにあった。ハドリーのように産業や政治における独占を認めることは、単に家父長的な専制の擁護に過ぎない。コモンズが強調するのは、むしろ経済学者が、社会のウェルフェアを促進させる「産業と政治の民主的統治」において、支配者に対する法的なコントロールを排除されたクラスが獲得することの意義を明確に認識しなければならないということだ (LA, 67)。

コモンズは、社会的な視点とクラスの視点の両方を考慮し、その時代における国家の善のために各クラスの利害の中に共通点を見出し、異なったクラスをうまく結合した経済学者としてスミスを高く評価する。それはコモンズが、クラス対立の消滅を望まず、あくまでも「クラスは、すべての永続的なウェルフェアをもたらす一時的な手段である」(LA, 69)と述べたように、国家の善をもたらすためにはクラス間の闘争が必要であることを認識していたからに他ならない。コモンズは、ハドリーが主張する経済学者の役割に対して一定の理解を示したが、むしろ実践的な問題に取り組む経済学者の立ち位置の問題とその問題に取り組む方法に力点を置き、経済学者にとって必要な視点について次のように述べている。

確かに我々は、常に、すべての人々のウェルフェアを目指して正直に努めるべきだ。我々は、決してあまり考えずに偏見を持ったり特定の主義に偏ったりすべきでないし、また、悪いことと同じく善いことに関しても、クラスの立ち位置に決定的にコミットすべきではないのだ。我々は、アダム・スミスのように、偏見のないようにすべきである。(LA, 69)

V む す び

以上検討してきたように、ウィスコンシンは、1910年前後に「デモクラシーの実験場」と呼ばれたように、19世紀半ば以降にミルウォーキーを中心に多くのドイツ人が移住していたこと、またウィスコンシン大学の教授陣にドイツ留学組のイーリーらが存在したこと、そして州立大学と州政府との協働など、ドイツ的社会改革を受け入れる土壌が醸成されており、州や都市の人々の政治的自由の拡大を前提とした包括的な社会改革プログラムが実行された特異な場所であった。また、コモンズをはじめヴァンハイスやイーリー、マッカーシーら大学の研究者や学生、州

政府や地方議会の政治家および役人のみならず、州民それぞれにおいても、州全体の幸福を達成するための効率的なコモンウェルスを組織しようとする、ウイスコンシン理念としての公的なサービスに対する精神や情熱が広く行き渡るユニークな立場にあったといえる。

コモンズは、まさにウイスコンシン理念を象徴する経済学者として、ウイスコンシン大学に着任する以前から持ち続けたソーシャル・ゴスペラーとしての社会のキリスト教化によるすべての人間の救済という宗教的信念を前提に、ウイスコンシンへのサービスに自ら積極的に関与し、キリスト教社会学の知識に基づいた立法府の適切な立法行為を通じた社会改革の実現を主張した。コモンズが、社会改革のための手掛かりとしてまず政治改革の必要性を挙げたのは、あくまでも選挙区の代表者に過ぎなかった立法府の構成メンバーを、すべての人間の利害を正しく反映する適切な代表者とするためであった。これは、選挙区制度を廃止し新たに導入された比例代表制を、直接立法や秘密投票、公務員改革といったその他の政治改革と有機的に結びつけることで、社会的な救済を志向する代表者を適切に選出するためであった。こうした社会改革に対する思想的基盤を持ったコモンズは、ラフォレット知事の直接予備選挙の立法化をはじめ、革新主義運動期の社会改革プログラムを推進させるブレイン・トラストとして立法を準備する過程に参加していった。

コモンズが社会改革を通して期待したことは、エクステンションによる州民への教育機会の拡充によって、労働者の職業倫理観を高め、他者へのサービスとしての仕事の質的な向上を通して、社会全体のウェルフェアをより良く改善することにあったといえる。また、コモンズは、実践的な問題に取り組む経済学者の立ち位置の問題とその問題に取り組む方法に力点を置き、さまざまな利害を持つクラスに対して、単なる「国家の代表」としてではなく、クラス利害が国家全体の永続的利害であることを示す経済学者に固有な役割に期待した。そして経済学者が、国家の永続的な利害を代表するためにも、経済学者がバラバラに行動するのではなく、社会におけるさまざまなクラスの利害を「経済学者の連合 (associated economists)」(LA, 70) として複眼的に認識し考察することを求めたのである。

要するにコモンズの経済思想の特徴は、ウイスコンシンを拠点に、ニューディール以前の 20 世紀初頭の段階において、特定のクラスの利害を拡大させるのではなく、社会全体のウェルフェアの改善を図っていくために、経済学者が社会改革のための制度設計プロセスに参加し、社会立法をはじめとする法的なルールの制定を通して、コミュニティーのメンバー 1 人ひとりの自由を拡大させようとするにあったのだ。

(加藤 健：豊田工業高等専門学校)

参 考 文 献

- Buenker, J. D. 1998. *The Progressive Era, 1893-1914 (History of Wisconsin)*, vol. 4. Madison, WI: State Historical Society of Wisconsin.

- Casey, M. 1981. *Charles McCarthy, Librarianship and Reform*. New York: American Library Association.
- Chasse, J. D. 1991. The American Association for Labor Legislation: An Episode in Institutional Policy Analysis. *Journal of Economic Issues* 15 (September): 799–828.
- Commons, J. R. [1894] 1967. *Social Reform and the Church*. New York: Augustus M. Kelley, Bookseller.
- . 1899–1900. A Sociological View of Sovereignty. *American Journal of Sociology* Vol. V. 1–15. 155–71. 347–66 (July–November 1899); Vol. V. 544–52. 683–95. 814–25 (January–May 1900); Vol. VI. 67–89 (July 1900).
- . [1913] 1964. *Labor and Administration*. New York: Augustus M. Kelley, Bookseller.
- . 1924. *Legal Foundations of Capitalism*. New York: Macmillan. 新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法的基础』（上巻）コロナ社、1964.
- . 1934a. *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*. New York: Macmillan. 中原隆幸訳『制度経済学(上)—政治経済学におけるその位置』ナカニシヤ出版、2015.
- . [1934b] 1963. *Myself*. Madison, WI: University of Wisconsin Press.
- Curti, M. and V. Carstensen. 1949. *The University of Wisconsin: A History, 1848–1925*, 2 vols. Madison, WI: University of Wisconsin Press.
- Fitzpatrick, E. A. 1944. *McCarthy of Wisconsin*. New York: Columbia University Press.
- Gonce, R. A. 1966. *The Development of John R. Commons' System of Thought*. Ph.D. diss. University of Wisconsin–Madison.
- . 1996. The Social Gospel, Ely, and Commons's Initial Stage of Thought. *Journal of Economic Issues* 30 (3) (Sep.): 641–65.
- . 2002. John R. Commons's "Five Big Years": 1899–1904. *American Journal of Economics and Sociology* 61 (4) (Oct.): i + 755–77.
- Hadley, A. T. 1899. The Relation between Economics and Politics. *Yale Law Journal* 8 (4): 194–206.
- . [1901] 1969. *The Education of the American Citizen*. New York: Books for Libraries Press.
- Hoeveler, J. D., Jr. 1976. The University and the Social Gospel: The Intellectual Origins of the "Wisconsin Idea." *The Wisconsin Magazine of History* 59 (4) (Summer): 282–98.
- Hopkins, C. H. [1940] 1961. *The Rise of the Social Gospel in American Protestantism 1865–1915*. New Haven: Yale University Press. 宇賀博訳『社会福音運動の研究』恒星社厚生閣、1979.
- Howe, F. C. 1912. *Wisconsin: An Experiment in Democracy*. New York: Charles Scribner's Sons.
- . 1925. *The Confessions of a Reformer*. New York: Charles Scribner's Sons.
- Kasperek, J., M. Bobbie, and S. Erica. 2004. *Wisconsin History Highlights: Delving into the Past*. Madison, WI: Wisconsin Historical Society Press.
- Lampman, R. J., ed. 1993. *Economists at Wisconsin: 1892–1992*. Madison, WI: The Board of Regents of the University of Wisconsin System.
- McCarthy, C. 1912. *The Wisconsin Idea*. New York: Macmillan.
- Miller, K. E. 2010. *From Progressive to New Dealer: Frederic C. Howe and American Liberalism*. Pennsylvania: Pennsylvania State University Press.
- Moss, D. A. 1996. *Socializing Security: Progressive-Era Economists and the Origins of American Social Policy*. Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Nelson, D. 1969. *Unemployment Insurance: The American Experience, 1915–1935*. Madison, WI: University of Wisconsin Press.
- Ripley, LaVern J. 1988. Charles McCarthy and Frederic C. Howe: Their Imperial German Sources for the Wisconsin Idea in Progressive Politics. *Monatshefte* 80 (1) (Spring): 67–81.
- Risjord, N. K. 2007. *Wisconsin: The Story of the Badger State*. Madison, WI: Trails Books.
- Rosentreter, F. M. 1957. *The Boundaries of the Campus: A History of the University of Wisconsin Extension Division 1885–1945*. Madison, WI: University of Wisconsin Press.

- Rutherford, M. 2011. *The Institutionalist Movement in American Economics, 1918-1947: Science and Social Control*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Skocpol, T. 1992. *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins and Social Policy in the United States*. Cambridge, Massachusetts: Belknap Press of Harvard University Press.
- Stark, J. 1996. The Wisconsin Idea: The University's Service to the State. In *Wisconsin Blue Book 1995-1996*. Madison, WI: University of Wisconsin-Madison, 1-80.
- Turner, F. J. 1920. *The Frontier in American History*. New York: Henry Holt.
- Uni, H., ed. 2017. *Contemporary Meanings of John R. Commons's Institutional Economics: An Analysis Using a Newly Discovered Manuscript*. Singapore: Springer.
- 伊藤文雄. 1975. 『コモンズ研究—産業民主主義への道』 同文館出版.
- 加藤 健. 2009. 「アメリカ 1910 年代における失業保険の構想—コモンズ, アンドリューズ, ルービノウ」『経済学史研究』50(2): 38-55.
- . 2013. 「アメリカ社会保障制度の成立を支えた思想の展開—E. E. ウィットとウイソコンシン理念」『同志社アメリカ研究』49:25-43.
- 久保芳和. 1966. 「十九世紀アメリカにおける北東部の保守的経済学について—古典学派のアメリカへの導入の一節」『経済学・歴史と理論 (堀経雄博士古希記念論文集)』 未来社, 195-215.
- 小池源吾. 2002. 「ウイソコンシン理念と大学拡張」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 (教育人間科学関連領域)』50: 21-30.
- 五島敦子. 2008. 『アメリカの大学開放—ウイソコンシン大学拡張部の生成と展開』 学術出版会.
- 児玉佳与子. 1966. 「アメリカ革新主義の精神的風土—ソーシャル・ゴスペルにおけるグラドンの役割」『史林』49(3): 90-118.
- . 1973. 「ソーシャル・ゴスペルと革新主義」 関西アメリカ史研究会編『アメリカ革新主義史論』 小川出版, 162-79.
- 佐藤千登勢. 2013. 『アメリカ型福祉国家の形成—1935 年社会保障法とニューディール』 筑波大学出版会.
- 高 哲男. 1999. 「コモンズの経済思想とニューディール」 田中敏弘編著『アメリカ人の経済思想—その歴史的展開』 日本経済評論社, 139-62.
- . 2004. 『現代アメリカ経済思想の起源—プラグマティズムと制度経済学』 名古屋大学出版会.
- 高橋真悟. 2006. 「J. R. コモンズの「取引」経済学—法的概念による制度経済学理論」『経済学史研究』48(1): 16-31.
- . 2013. 「J. R. コモンズの社会改良思想—初期の思想的展開を中心に」『東京交通短期大学研究紀要』18:97-110.
- 春山明哲. 2004. 「チャールズ・マッカーシーによる「立法レファレンス・サービス」の創造とその歴史的展開—議会と図書館の関係についての史論」『北大法学論集』55(3): 1177-201.

The Transit of Ideas that Facilitated the American Social Reforms:

John R. Commons and the “Wisconsin Idea” in the Progressive Era

Ken Kato

Abstract:

This study discusses the content of the “Wisconsin Idea.” It attempts to examine John R. Commons’s view on this idea and his influence on several social reforms, and it tracks how an active role played by economists led to the application of this idea to the American social reforms.

Commons took part in the social gospel movement under the guidance of Richard T. Ely. As a member of this movement, Commons worked towards the achievement of social and political reforms rooted in Christianity and social sciences. According to Frederic C. Howe (1912), in the 1910s, Wisconsin was regarded as an American state likely to accept German social reforms. During this Progressive Era, in Wisconsin, several social and political reforms were executed based on the “Wisconsin Idea,” which was named such by Charles McCarthy (1912). The idea was developed by several brain trusts under the governor Robert M. La Follette. As a member of one of these brain trusts, Commons was also involved in several social reforms. Owing to his experience not only as a former social gospeler but also as a member of such a brain trust, Commons attempted to improve social welfare through the enactment of legal rules based on cooperation between the state university and the state government. Without this cooperation, it would not have been possible to establish the comprehensive social legislation in Wisconsin.

Commons’s analysis reveals that, through the expansion of university extension programs, it was possible to enhance the professional ethics of workers and improve the social welfare of their community, and that there was a need for the associated economists to recognize the permanent interests of the nation to adopt appropriate social reforms. Therefore, it would not be an exaggeration to state that Commons was the very embodiment of the “Wisconsin Idea.”

JEL classification numbers: B 15, I38, N 93.